

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年8月31日

学校法人村井学園
理事長 加幡 英雄

1 業務概要

- (1) 業務名 立川女子高等学校空調設備改修工事設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、立川女子高等学校の全号館内空調改修工事一式を委託するものである。
- (3) 履行期限 契約締結日～令和5年2月28日

2 競争参加資格

- (1) 次の①、②、③又は④のいずれかに該当しない者であること。
 - ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
 - 四 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
 - 九 法令等を遵守することに賛同しない者
- ③ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 1 年間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり教職員及び学校法人村井学園の理事長が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者

- ④ ②③に該当する者を入札代理人として使用する者
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 防衛省における令和3・4年度有資格者名簿において、電気（コンサル）・機械（コンサル）各ランクA、点数60点以上の者。
- (4) 学校法人村井学園の理事長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成24年度以降に元請として完成引渡し完了した次に掲げる設計業務の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
「6,000 m²以上の校舎の新築または改修工事」
- (6) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置できること。
- ①管理技術者は建築士法第2条第5項に規定する設備設計一級建築士であること。
- ②管理技術者は13年以上の設計業務の実務経験（建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。）を有する者であること。
- ③管理技術者は(5)の業務について、担当した実績を有すること。
- ④主任技術者は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士であること。
- ⑤建築分野、電気設備分野及び機械設備分野の主任担当技術者は5年以上の実務経験（建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。）を有する者であること。
- ⑥管理技術者は各分野の主任担当技術者を兼務してよい。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、官公庁発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 必ず現場調査を実施すること。
 応札者は2022年9月15日9時00分から2022年9月16日の17時00分までに必ず現地調査を行うこと。なお申し入れは、3(5)に記載の担当部署に、2022年9月14日12時00分までに行うこと。（但し土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から16時30分まで）
- (9) 国土交通省の定める「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守できること。

3 入札手続等

(1) 担当部署

① 入札に関すること

〒190-0011 東京都立川市高松町3-12-1
学校法人村井学園
事務室

TEL 042-524-5188 (代表)

FAX 042-522-9492

② 工事内容に関すること

〒190-0011 東京都立川市高松町3-12-1

学校法人村井学園

事務室

TEL 042-524-5188 (代表)

FAX 042-522-9492

(2) 入札説明書・競争参加資格確認申請書の交付期間、場所及び方法

2022年9月1日から2022年9月15日(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から16時30分まで)電子メールにて交付する。詳細は説明書を参照のこと。

参加希望者は企業情報(①配布希望入札件名、②会社名、③担当者、④メールアドレス、⑤電話番号)を立川女子高等学校事務室宛にメール送信して申請を行ってください。

※送信先メールアドレス：tajojimu@jcom.zaq.ne.jp

※担当者より、メールにて交付いたします。

(3) 質疑受付期間

2022年9月1日から2022年9月16日16時30分まで

(4) 質疑回答期限

2022年9月16日から2022年9月20日16時30分まで

(5) 入札書、申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

a) 入札書以外(申請書及び資料)

2022年9月21日12時00分まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)に(1)の事務室に持参すること。(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、2022年9月21日12時00分までに(1)の事務室に必着すること。

ア) 競争参加資格の確認の結果は、2022年9月22日までに通知する。(資格がないとされたもののみ)

イ) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1) 競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限：2022年9月22日12時00分。

② 提出場所：(1)に同じ。

③ 提出方法：書面により提出すること。

2) 理事長は、説明を求められたときは、2022年9月27日12時00分までに説明を求めた者に対しメール等で回答する。

b)入札書

2022年9月30日12時00分まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)に(1)の担当部署に持参すること。(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、2022年9月30日12時00分までに(1)の事務室に必着すること。

資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該理事長による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできない。また、提出された資料は返却されない。)なお、入札書の内訳書を同封すること。

(6) 開札の日時及び場所

2022年9月30日13時30分 学校法人村井学園 応接室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、学校法人村井学園の理事長は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)①に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(8) 詳細は入札説明書による。

以上